対象となる家族はぜひご利用を

ひろさき多子家族応援パスポート

市では、多子家族の子育てを応援するため、市の公共施設の使用料などが無料になるパスポートを発行しています。対象となる人は申請してください。
※対象施設など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
▽**対象**　平成９年４月２日以降に生まれた子どもが３人以上いる親子
▽**受付場所**　子育て支援課（市役所１階、窓口 105）
▽**申請に必要なもの**　対象者全員の健康保険証
※平成 26 年度のパスポートを持っている人で今年度も要件に当てはまる世帯には、４月中旬までに平成 27 年度パスポートを発送します。
■**問い合わせ先**　子育て支援課子育て戦略担当（☎ 40・7038）

思いやりの気持ちで安全運転を

交通ルール・マナーを守り事故防止に努めましょう

新入学児童を交通事故から守ろう

４月は、小学校へ入学する子どもの交通事故が多発する時期です。入学したばかりの子どもたちは、学校までの通学路をまだ安全に通行できません。また、自分自身では交通事故から身を守ることもできません。保護者やドライバー、自転車乗車の皆さんは、子どもたちを交通事故から守るため右記のことに注意しましょう。
■**問い合わせ先**　都市政策課（☎ 35・1102）

城北公園交通広場オープン

交通広場では、子どもたちがミニ列車やゴーカートに乗って、信号の見方や踏切の横断などの交通ルールを遊びながら学ぶことができます。
入園は無料で、本物のＤ 51 型蒸気機関車も展示しています。家族そろっての来園をお待ちしています。
▽**開園期間**　４月１日～ 10 月 31 日
▽**利用時間**　午前 10 時～午後４時
▽**ミニ列車・ゴーカート運行日**　土・日曜日、祝日、小・中学校の春・夏休み期間
▽**ミニ列車・ゴーカート利用料金**　１回 100 円
▽**休園日**　毎週火曜日（小・中学校の春・夏休み期間を除く）
■**問い合わせ先**　交通広場（田町３丁目、☎ 33・6755）／都市政策課（☎ 35・1102）

保護者の皆さんへ
①自宅近くや通学路などを子どもと一緒に歩き、安全な通行方法を繰り返し教えましょう。
道路を歩くときは歩道を歩き、歩道がない場合は道路の右端を歩く（学校から通学路の通行方法が指定されている場合は、その指示に従う）／道路を横断するときは信号機や横断歩道があるところを渡り、青信号でも必ず一度止まって左右の安全確認をする。車の直前直後などは、ドライバーからは死角になって見えないため、飛び出しを絶対しないよう繰り返し教える
②子どもは、大人の行動をすぐにまねしたがるため、保護者自身が交通ルールを守り、良いお手本を示しましょう。
一人歩きをさせない／道路では絶対に遊ばせない／一緒に歩くときは、大人が車道側を歩く
③車に乗せたら、必ずシートベルトやチャイルドシートを装着させましょう。
ドライバーの皆さんへ
①子どもの交通事故で最も多いのが「飛び出し」です。住宅街や学校、公園、駐停車車両周辺では飛び出しに注意して徐行しましょう。
②横断歩道前で横断待ちしている子どもがいたら、停止して横断を優先させましょう。
③子どもの特性を理解しましょう。
車や電柱、看板などの物陰に全身が隠れやすいため、交差点などでは十分注意する／大人に比べて視野や視界が狭く、車を見落としやすいため、駆け込み横断に特に注意する／何かに夢中になると、ほかのことが目に入らないため、歩道などでふざけている子どもたちを見かけたら、車が見えていないと判断し減速や一時停止する
自転車乗車の皆さんへ
①自転車は車道左側走行が原則です。「自転車通行可」の標識がある歩道でも、歩行者を優先し、車道寄りをいつでも止まれる速度で走行しましょう。
②２台以上の並進走行、無灯火・飲酒走行、携帯電話を使用しながらの運転は、道路交通法に違反し罰則規定があります。これらの行為は本人はもちろん、歩行者やドライバーにとっても非常に危険です。交通ルール・マナーを守って、ほかの人に迷惑を掛けないよう安全運転に努めましょう。

あなたの力を市民・市のために

弘前市健康づくりサポーター制度がスタート

市では、平均寿命が短い、早世（働き盛りまでの死亡）や、がんによる死亡が多い、健診受診率が低いなどの健康に関する問題に対処するため、「健康づくりサポーター制度」をスタートします。
そこで、健康について学び、地域の人たちの健康づくりをサポートする市民を募集します。
▽**募集人員**　市内各町会から２人程度（約 500 人を予定）
▽**活動内容**
○サポーターセミナーの受講による健康教養の向上
○自分と家族の健康づくり
○健幸増進リーダーや食生活改善推進員、保健師などと一緒に行う「お住まいの地域の健康づくり活動」の実践
▽**任期**　委嘱した日から２年間（再任あり〈１回〉）
▽**応募方法**　①各町会長からの推薦（４月中旬推薦依頼予定）／②自薦＝健康づくり推進課へ連絡を。
※町会保健衛生委員との兼務も可。
▽**報酬など**　無報酬（地域外での研修会参加時の交通費は支給予定）
▽**その他**　「お住まいの地域の健康づくり活動」に対して、事業費の補助があります／市民の健康情報を扱う場合があるので、守秘義務があります／活動中の事故などに対応するため、市で市民活動保険に加入します
■**問い合わせ先**　健康づくり推進課（☎ 37・3750）

各種活動にご利用ください

泉野多目的コミュニティ施設がオープン

４月１日に泉野地区にオープンする「泉野多目的コミュニティ施設」は、泉野町会が弘前市指定管理者として管理・運営を行っており、市民や事業者が、営利・非営利を問わず、会議やサークル活動・物販・各種展示会など多目的に活用できる施設です。ぜひご利用ください。
▽**所在地**　泉野３丁目６の２
▽**施設内容**　調理室、和室（12畳・15畳）、多目的室１・２、多目的広場など
▽**利用開始日**　４月１日の正午から
▽**利用可能時間**　午前９時～午後９時
※上記以外の時間の利用については、相談に応じます。
▽**休館日**　年末年始（12 月 29 日～１月３日）
▽**利用方法**　事前に電話で予約を。
▽**予約先**　泉野多目的コミュニティ施設（☎ 88・2789〈午前９時～午後５時〉）
※受付方法など詳しくは、上記予約先までお問い合わせください。
▽**利用料金**　右表のとおり
※多目的広場は、昨年度まで無料でしたが、４月からは占用使用する場合は有料になるとともに、利用申請が必要です。
■**問い合わせ先**　市民協働政策課（☎ 35・1664）

施設名	利用区分および利用料金額（１時間当たり）	
	午前９時から午後９時まで	左記以外の時間帯
調理室（約 24㎡）	260 円	330 円
和室（12 畳）	180 円	230 円
和室（15 畳）	220 円	280 円
多目的室１（約 64㎡）	600 円	750 円
多目的室２（約 63㎡）	590 円	740 円
多目的広場（約 6,000㎡）	750 円	940 円
その他の利用料金額 ○営利を目的として利用する場合は、上記の表の２倍の額となります。 ○休館日に臨時開館して利用する場合は、上記の表の 1.5 倍（10 円未満の端数は切り捨て）の額となります。 ○暖房を使用する期間（１月～３月および 11 月～ 12 月）に利用する場合は、上記の表の 1.3 倍（10 円未満の端数は切り捨て）の額となります。		

※年齢条件などによる利用料金の無料・減免はありません。